

平成28年2月

平成28年第1回  
西はりま消防組合議会定例会会議録

自 平成28年2月25日

至 平成28年2月25日

# 平成28年第1回西はりま消防組合議会定例会議事日程

平成28年2月25日（木）午後2時開議

1 開会あいさつ（議長・管理者）

2 開会宣告

3 開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名（1番 吉田 政男議員、10番 西岡 正議員）

日程第 2 会期の決定（平成28年2月25日（木）の1日）

日程第 3 議案第1号 西はりま消防組合行政不服審査法の施行に関する条例制定について

議案第2号 西はりま消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第3号 西はりま消防組合情報公開条例及び西はりま消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

議案第4号 西はりま消防組合行政手続条例の一部を改正する条例制定について

議案第5号 西はりま消防組合職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第6号 西はりま消防組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第7号 西はりま消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第8号 西はりま消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬

及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定  
について

議案第9号 西はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改  
正する条例制定について

議案第10号 西はりま消防組合職員旅費支給条例の一部を改正する  
条例制定について

議案第11号 西はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例  
制定について

日程第 4 議案第12号 平成27年度西はりま消防組合一般会計補正予算（第  
2号）

日程第 5 議案第13号 平成28年度西はりま消防組合一般会計予算

4 閉会宣告

5 閉会あいさつ（議長・管理者）

### 会議に出席した議員

1 番	吉 田 政 男	2 番	楠 田 道 雄
3 番	松 下 信 一 郎	4 番	今 川 明
5 番	秋 田 裕 三	6 番	山 下 由 美
7 番	長 谷 川 正 信	8 番	中 薮 清 志
9 番	石 堂 基	1 0 番	西 岡 正

### 会議に欠席した議員

なし

### 議事に関係した事務局職員

消防本部総務課

主幹 中矢 建章 係長 梶原 昭一

係長 垣谷 直宏 主査 友政 貴仁

地方自治法第121条の規定による出席者

管 理 者	栗原 一	副 管 理 者	谷口 芳紀
副 管 理 者	福元 晶三	副 管 理 者	北川 嘉明
副 管 理 者	庵途 典章	消 防 長	横田 京悟
次長兼相生消防署長	坂本 春樹	次長兼たつの消防署長	玉田 龍彦
次長兼宍粟消防署長	桑垣 繁伸	次長兼太子消防署長	岩田 良彦
次長兼佐用消防署長	新田 伸二	消防本部総務課長	大西 博之
相生消防署総務課長	前川 明	たつの消防署総務課長	合田 昌司
宍粟消防署総務課長	竹尾 友宏	太子消防署総務課長	廣岡 宏一
佐用消防署総務課長	堤 敏明		

## 開会あいさつ

## 議長あいさつ

○議長（今川明議員）

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

寒さ厳しい冬も終わり、本格的な春の訪れが待ち遠しい季節となってまいりました。

議員各位には、公私ともご多忙の中、ご健勝にてご参集賜り、本日ここに、平成28年第1回西はりま消防組合議会定例会が開会の運びとなりましたことは、まことにご同慶にたえない次第でございます。

今期定例会は、議員各位のご承知のとおり、平成28年度の本組合行政推進の根幹となります新年度予算を審議する重要な議会であります。

また、今期定例会に提出されました議案は、新年度予算のほか、条例の制定、改正等、多数の議案が提出されており、いずれも重要な案件でありますので、議員各位におかれましては、それぞれの議案に対し慎重なるご審議により適切妥当なるご決定を賜りますとともに、議事運営につきましても格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。

○管理者（栗原一市長）

議長。

○議長（今川明議員）

栗原管理者。

## 管理者あいさつ

○管理者（栗原一市長）

本日は大変ご多用の中を本組合におけます今年度最重要課題でありました高機能消防指令センターの竣工式に華を添えていただきましたことを心から感謝を申し上げます。引き続きまして、平成28年第1回西はりま消防組合議会定例会を招集いたしましたところ、各位におかれましてはご健勝にてご出席を賜りましたことを厚くお礼を申し上げます。

竣工いたしました消防指令システムは、管轄いたします広大な地域から年間約1,300件以上の119番通報を全て受信することになります。本組合のまさに心臓部ということになります。これまで以上に住民から信頼され、そして安全、安心の拠点として迅速な対応ができるよう努めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、今期定例会でご審議をいただきます案件は既にお手元にお届けをいたしておりますとおおり、平成28年度予算をはじめ、補正予算が1件、条例改正11件の計13件でございます。これらの案件はいずれも重要なものばかりでございますので、何とぞ慎重なご審議をいただきまして、全議案につきまして、原案のとおりご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

## 開 会 宣 告

○議長（今川明議員）

ただいまより、平成28年第1回西はりま消防組合議会定例会を開会いたします。

## 開 議 宣 告

○議長（今川明議員）

これより本日の会議を開きます。

この際、ご報告いたします。

監査委員より、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査等結果報告1件及び同法第235条の第2項、第1項の規定により実施した例月出納検査の結果報告1件が提出されており、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご清覧願います。

次に、本日の出席議員数及び地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めたものの職・氏名について、消防本部総務課長より報告願います。

○消防本部総務課長（大西博之）

議長。

○議長（今川明議員）

総務課長。

○消防本部総務課長（大西博之）

命によりご報告いたします。

まず、本日の出席議員数についてであります。定数10名に対し、出席議員は10名であります。

次に、地方自治法第121条の規定により、説明のため本定例会に出席を求めた者の職・氏名についてであります。お手元に配付いたしております名簿のとおりでご



ございますので、ご清覧願います。

○議長（今川明議員）

消防本部総務課長の報告のとおり、本日の出席議員数は過半数を満たしておりますので、地方自治法第113条に規定する定員数に達しております。よって会議は成立いたします。

以上で報告を終わります。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（今川明議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第62条の規定により、議長において、1番、吉田政男議員、10番、西岡正議員を指名いたします。

両議員よろしく願いいたします。

～日程第2 会期の決定～

○議長（今川明議員）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今川明議員）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

～日程第 3 議案第 1 号から第 1 1 号～

○議長（今川明議員）

日程第 3、「議案第 1 号 西はりま消防組合行政不服審査法の施行に関する条例制定について」から「議案第 1 1 号 西はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」までの 1 1 件を一括議題といたします。

これより、上程議案に対する説明を求めます。

消防長。

○消防長（横田京悟）

議長。

ただいま議題となりました議案第 1 号、西はりま消防組合行政不服審査法の施行に関する条例制定についてから議案第 1 1 号、西はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定についてまでの条例 1 1 件につきまして、一括して提案の理由及びその内容についてご説明申し上げます。

議案第 1 号、西はりま消防組合行政不服審査法の施行に関する条例制定について申し上げます。次に、提案の理由につきましては、行政不服審査法が全面的に見直され、新たに平成 2 8 年 1 月 1 日から改正行政不服審査法が施行されることとなります。そこで、同法により、審査請求に応答した採決の妥当性を判断するための第三者機関と

して行政不服審査会の設置が求められております。次に、制定内容につきましては審査請求における手数料並びに審査会設置及び組織等に必要な事項を定めるものでございまして、施行日を平成28年4月1日からとしております。

次に、議案第2号、西はりま消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について申し上げます。提案の理由につきましては、再任用制度を整備するとともに、改正不服審査法、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されることによるものでございます。次に、改正内容につきましては、法改正による勤務成績の評定を職員の人事評価の状況に改めるなど、要望の改正及び再任用制度整備のため所要の改正を行うものでございまして、施行日を平成28年4月1日からといたしております。

次に、議案第3号、西はりま消防組合情報公開条例及び西はりま消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について申し上げます。提案の理由につきましては、西はりま消防組合情報公開条例、西はりま消防組合個人情報保護条例に特別の定めを設け、現行の審査体制を維持するものでございます。次に、改正内容につきましては、第1条改正、第2条改正とも行政不服審査の見直しによる不服申し立てを審査請求に決定を採決に改めるなど、用語の改正を行うとともに、審理委員による審理手続等を適用除外とするため所要の改正を行うものでございまして、施行日を平成28年4月1日からといたしております。

次に、議案第4号、西はりま消防組合行政手続条例の一部を改正する条例制定について申し上げます。提案の理由につきましては、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成28年4月1日から施行されることによるものでございます。次に、改正内容につきましては、異議申し立てを再調査の請求に改めるなど、要望の改正を行うものでございまして、施行日を平成28年4月1日からといたしております。

次に、議案第5号、西はりま消防組合職員の分限の手続及び効果に関する条例の一

部を改正する条例制定について申し上げます。提案の理由につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されることによるものでございます。次に、改正内容につきましては、勤務成績評定書を人事評価記録書に改める要望の改正を行うものでございまして、施行日を平成28年4月1日からといたしております。

次に、議案第6号、西はりま消防組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について申し上げます。提案の理由につきましては、再任用制度の整備、学校教育法等の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されることによるものでございます。次に、改正内容につきましては、再任用職員の勤務時間等の整備を行うとともに、義務教育学校が新たな小学校の種類として規定されたことによる改正を行うものでございまして、施行日を平成28年4月1日からとし、条例施行日前にも手続を行うことができる経過措置を定めております。

次に、議案第7号、西はりま消防組合議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について申し上げます。提案の理由につきましては、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が平成28年4月1日から施行されることによるものでございます。次に、改正内容につきましては、施行令の改正により併給される場合の調整率を改めるものでございまして、条例の施行日を平成28年4月1日からとし、適用日に関して経過措置を定めております。

次に、議案第8号、西はりま消防組合特別職の職員で非常勤のもの、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について申し上げます。提案の理由につきましては、第三者機関である西はりま消防組合行政不服審査会が新設されることによるものでございます。次に、改正内容につきましては、公務災害補償等認定委員会、公務災害補償等審査会及び行政不服審査会における委員について、報酬及び旅費の等級を定めるものでございまして、施行日を平成28年4月1日からといたしております。

次に、議案第9号、西はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について申し上げます。提案の理由につきましては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、改正法に準拠した内容に改めるとともに、再任用制度の整備、行政不服審査の見直しに伴うものでございます。次に、改正内容につきましては、改正法に準拠した内容となるよう給与等の改正を行うとともに、再任用制度の整備、行政不服審査の見直しについて所要の改正を行うものでございまして、附則として第1条第1項はこの条例の施行日を交付の日からとし、第2条改正の規定は平成28年4月1日から施行するものでございます。また、第1条改正における別表第1給料表の規定は、平成27年4月1日から適用するものとし、そのほかこの条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものとするものでございます。

次に、議案第10号、西はりま消防組合職員旅費支給条例の一部を改正する条例制定について申し上げます。提案の理由につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されることによるものでございます。次に、改正内容につきましては、地方自治法の改正により、任用する条項を改めるものでございまして、施行日を平成28年4月1日からといたしております。

最後に、議案第11号、西はりま消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について申し上げます。提案の理由につきましては、対象火気設備等の1、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が平成28年4月1日から施行されることによるものでございます。次に、改正内容につきましては、省令に準拠した規定となるよう、グリドル付こんろ等の設備及び器具に係る離隔距離に関する規定を整備するものでございまして、施行日を平成28年4月1日からといたしております。

以上で、議案第1号から議案第11号までの条例の提案説明を終わらせていただき

ますが、何とぞ慎重なご審議を賜り、いずれも原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今川明議員）

上程議案に対する説明は終わりました。これより、上程議案に対する質疑に入ります。ご発言はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今川明議員）

ご発言がないので質疑を終結し、直ちに討論に入ります。

ご発言はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今川明議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに評決に入ります。

お諮りいたします。上程中の議案第1号から議案第11号までの原案のとおり可決することに決してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今川明議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第11号までは原案のとおり可決されました。

～日程第4 議案第12号～

○議長（今川明議員）

次に、日程第4、「議案第12号 平成27年度西はりま消防組合一般会計補正予算（2号）」を議題といたします。これより上程議案に対する説明を求めます。

○消防長（横田京悟）

議長。

○議長（今川明議員）

消防長。

○消防長（横田京悟）

ただいま議案となりました、議案第12号、平成27年度西はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由及びその内容についてご説明申し上げます。

まず、提案の理由についてでございますが、平成27年人事院勧告に基づき、西はりま消防組合職員の給与に関する条例を改正することに伴う職員人件費及び平成27年度中の異動等に伴う職員人件費の精査による補正を行うものでございます。次に、補正額につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ989万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億5,675万6,000円といたします。以上で議案第12号についての提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議を賜り、原案とおりの可決いただきますようお願いいたします。

○議長（今川明議員）

上程議案に対する説明を終わりました。

これより上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今川明議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに討論に入ります。

ご発言はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今川明議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに評決に入ります。

お諮りいたします。上程中の議案第12号は原案のとおり可決することに決してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今川明議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。



～日程第5 議案第13号～

○議長（今川明議員）

次に、日程第5、「議案第13号 平成28年度西はりま消防組合一般会計予算」を議題といたします。これより上程議案に対する説明を求めます。

○消防長（横田京悟）

議長。

○議長（今川明議員）

消防長。

○消防長（横田京悟）

ただいま議題となりました、議案第13号、平成28年度西はりま消防組合一般会計予算につきまして、ご説明申し上げます。平成28年度の予算総額を歳入歳出それぞれ30億357万5,000円と定めておりまして、昨年度の40億6,665万4,000円と比較し、10億6,307万9,000円、26.1%のマイナスであります。大きな要因は高機能消防指令センターの完成に伴い、その事業費予算13億4,818万9,000円が皆減されたことによるものであります。本年度の組合予算につきましては、平成27年度までの平等割及び実費負担といった経費負担割合から平等割3割、均等割7割、また人件費は平均単価で算出する人員割となる初年度でございます。本部予算につきましては、統一すべき事業、また統一することで経費の節減、効率化が図れるものは本部予算に、署予算につきましては、それぞれの市町の負担割合を勘案しながら統一的な基準での事業費予算とし、また署における地

理的特性、特色ある事業の継続拡充を主眼においた予算といたしております。その詳細な内容につきましては、予算書及び予算参考資料に記載いたしております。

以上で、議案第13号についての提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願いいたします。

○議長（今川明議員）

上程議案に対する説明が終わりました。

これより、上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今川明議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、直ちに討論に入ります。

ご発言はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今川明議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに評決に入ります。

お諮りいたします。上程中の議案第13号は原案のとおり可決することに決してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今川明議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

## 閉 会 宣 告

### 閉会あいさつ

○議長（今川明議員）

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。これをもって平成28年第1回西はりま消防組合議会定例会を閉会いたします。

閉会に当たりまして、一言御礼申し上げます。本定例会に付議されました案件につきましては、議員各位の慎重なご審議により滞りなく議了することにより、厚くお礼申し上げます。管理者をはじめ、理事者におかれましては、はいよいよ4月から高機能消防指令センターが運用開始されます。今以上に迅速な対応を行い、住民の安全、安心につながるよう一層のご誠心とご尽力を賜りますようお願い申し上げます。また、議員各位におかれましては、くれぐれも健康に留意され、本組合の発展と議会活動の充実のため一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶といたします。それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

○管理者（栗原一市長）

議長。

○議長（今川明議員）

管理者。

#### 管理者あいさつ

○管理者（栗原一市長）

閉会に当たり一言お礼のご挨拶を申し上げます。今期定例会は平成28年度予算をはじめ、提案をさせていただきました全ての議案につきまして原案のとおりご可決をいただきますことに対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。まことにありがとうございました。先ほど今川議長からもお話もありましたとおり、4月からいよいよ高機能消防指令センターが運用開始をいたします。加えて、消防本部の組織も広域消防運営計画に基づきまして、各署の総務課、予防課、警防課等の本部機能を集約し、本格的な運用が始まります。今後につきましては、これまで以上に3市2町の地域住民の皆様の安全と安心を確保するべく職員一丸となって邁進をしてまいる所存でございますので、格別のご理解、ご協力を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

終わりに臨み、議員各位のますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

（午後2時25分閉会）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成28年2月25日

西はりま消防組合議会議長

西はりま消防組合議会副議長

会議録署名議員

会議録署名議員